

令和 6 年度における青森家庭裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配等について

令和 5 年 1 月 13 日

(応急措置令和 6 年 2 月 6 日)

(応急措置令和 6 年 2 月 20 日)

一部改正令和 6 年 3 月 6 日

(応急措置令和 6 年 4 月 12 日)

青森家庭裁判所

第 1 総則

1 趣旨

令和 6 年度における青森家庭裁判所の本庁、支部及び出張所の裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判官の代理順序、開廷の日割及び司法行政事務の代理順序については、この定めによる。

2 本庁及び支部の裁判事務の分配

本庁及び支部の裁判官に対する裁判事務の分配は、この定めによるものを除き、本庁又は各支部において、所属する裁判官の協議により定める。

第 2 本庁

1 裁判官の配置

(所長) 判 事	古 田 孝 夫
判 事	工 藤 哲 郎
判 事	藏 本 匡 成
判 事	中 村 英 晴
判 事	前 澤 利 明
判 事	高 橋 鮎 美

判事補（特例） 小澤 光

判事補 鈴木 祥平

## 2 代理順序

- (1) 合議事件について、少年法17条の2の異議を除き、中村裁判官は所長である裁判官を常時代理して裁判長となり、中村裁判官に差し支えがあるときは、工藤裁判官が代理して裁判長となる。
- (2) 少年法17条の2の異議については、藏本裁判官が所長である裁判官を常時代理して裁判長となり、藏本裁判官に差し支えがあるときは、中村、工藤の各裁判官の順序で代理して裁判長となる。
- (3) (1)又は(2)を除き、裁判官に差し支えがあるときは、各裁判官の協議によりこれを代理する者を定める。

## 第3 五所川原支部

### 1 裁判官の配置

(支部長) 判事 前澤利明

### 2 代理順序

裁判官に差し支えがあるときは、本庁の中村裁判官が代理する。

## 第4 弘前支部

### 1 裁判官の配置

(支部長) 判事 青野卓也

判事 亀井佑樹

判事補（特例） 楠山喬正

### 2 代理順序

- (1) 合議事件について、支部長である裁判官に差し支えがあるときは、亀井、楠山の各裁判官の順序で代理して裁判長となる。
- (2) (1)を除き、裁判官に差し支えがあるときは、各裁判官の協議によりこれを代理する者を定める。

## 第5 八戸支部

### 1 裁判官の配置

(支部長) 判 事	内 藤 和 道
判 事	能登谷 宣 仁
判事補 (特例)	森 智 也
判事補 (特例)	久 田 翰 士

### 2 代理順序

- (1) 合議事件について、支部長である裁判官に差し支えがあるときは、能登谷裁判官が代理して裁判長となる。
- (2) (1)を除き、裁判官に差し支えがあるときは、各裁判官の協議によりこれを代理する者を定める。

## 第6 十和田支部

### 1 裁判官の配置

(支部長) 判事補 (特例)	森 智 也
判 事	能登谷 宣 仁 (填補)

### 2 代理順序

森裁判官又は能登谷裁判官に差し支えがあるときは、相互に代理する。

## 第7 むつ出張所

### 1 担当裁判官

判 事 中 村 英 晴 (填補)

### 2 代理順序

裁判官に差し支えがあるときは、前澤裁判官が代理する。

## 第8 野辺地出張所

### 1 担当裁判官

判 事 中 村 英 晴 (填補)

### 2 代理順序

裁判官に差し支えがあるときは、前澤裁判官が代理する。

#### 第9 本庁及び各支部、出張所の開廷日割

別表「令和6年度開廷日割表」のとおり

#### 第10 代理順序の特例

所長は、裁判事務の代理に関し、夏季休暇その他の事情により、第3から第9までに定める代理順序によることができない場合において、差し迫った必要があるときは、裁判事務を代理する裁判官を指名することができる。

#### 第11 事件の回付

本庁、支部及び出張所のうちいずれかの間においては、相互の協議により、事件を回付することができる。

#### 第12 司法行政事務の代理順序

1 所長に差し支えがあるときは、中村、工藤の各裁判官の順序で代理する。

2 支部長に差し支えがあるときは、

五所川原支部においては本庁の中村裁判官が、

弘前支部においては亀井、楠山の各裁判官が、この順序で、

八戸支部においては能登谷、森、久田の各裁判官が、この順序で、

十和田支部においては能登谷裁判官が、

それぞれ代理する。

#### 附 則

この定めは、令和6年1月1日から施行する。

#### 附 則（令和6年2月6日応急措置）

この定めは、令和6年2月16日から施行する。

#### 附 則（令和6年2月20日応急措置）

この定めは、令和6年3月1日から施行する。

#### 附 則（令和6年3月6日一部改正）

この定めは、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月12日応急措置）

この定めは、令和6年4月13日から施行する。

(別表)

## 令和6年度開廷日割表

青森家庭裁判所

序名	区分	月	火	水	木	金	備考
青森本府	審			藏本澤 中小	藏本澤 中小		
	家調		古田中村	古田中村			
	人	合中村			中村	中村	
	少	鈴木			合中村		
弘前支部	審			青野井山 龜楠		青野井山 龜楠	
	家調	青野井 龜			青野井 龜		
	人		合龜井	青野井 龜		青野井 龜	
	少	楠山	合楠山	楠山			
八戸支部	審	内藤能登谷森	内藤森		能登谷		
	家調	森			内藤久田		
	人	合能登谷	内藤		能登谷	内藤	
	少			合		久田	
五所川原支部	審				前澤	前澤	
	家調				前澤	前澤	
	人	前澤	前澤				
十和田支部	審		能登谷	森	森	森	
	家調		能登谷		森		
	人			森		森	
むつ出張所	審		中村	中村			原則第4水、木曜日
	家調		中村	中村			
野辺地出張所	審		中村				原則第3水曜日
	家調		中村				

(注) 「審」は家事審判、「家調」は家事調停、「人」は人事訴訟、「少」は少年